第１回個人向け無担保セキュリティトークン社債
（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）

発行登録目論見書

2026 年 11 月

三井物産株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債の発行登録については、当社は金融商品取引法第23条の3第1項により発行登録書を2026年8月18日に関東財務局長に提出し、2026年8月26日にその効力が生じています。また、同法第23条の4の規定に基づき、三井物産株式会社第1回個人向け無担保セキュリティトークン社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）（以下「本社債」という。）に関する訂正発行登録書を2026年11月19日に関東財務局長に提出しております。

2. この発行登録目論見書に記載された内容については、訂正が行われることがあります。また参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。

3. この発行登録目論見書に基づき本社債の募集を行う場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。

4. 本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」という。）その他いずれの米国証券関連法令に基づいても、今後登録される予定はありません。本社債は、証券法上のレギュレーションSに依拠し、登録を行わずに募集・販売されます。

   各投資家は、本社債の購入の申込みを行うことにより、とりわけ以下を表明したものとみなされます。すなわち、当該投資家は、

   (i) 米国人（証券法レギュレーションSのルール902(k)に定義され、かつ、下記「用語の定義」に記載のとおり。）ではないこと

   (ii) 本社債が、レギュレーションSにより証券法上の登録要件が免除される米国外取引として、当該投資家に対して販売されることを理解していること

   (iii) 当該投資家が、米国人の利益のために本社債を購入するものではなく、また、本社債を米国内で又は米国人に対して、直接又は間接に募集、販売又は交付する意図をもって購入するものではないこと

   (iv) 本社債の売付けの申込み及び買付けの申込みの全てが、当該投資家が米国内にいた間に、当該投資家に対して又は当該投資家によって、なされたものではないこと

   (v) 申込みが受理された時点において、当該投資家が米国内にいなかったこと、及び

   (vi) 当該投資家による本社債の買付注文が発生した時点において、当該投資家が米国外にいたこと（ただし、米国内で組織、設立又は所在する取引業者その他の専門受託者により、米国人ではない者の利益のために又はその計算において保有される裁量口座又はこれに類する口座に対する募集・販売はこの限りではない。）

   本社債の公開市場は存在せず、また、将来においてもそのような市場が形成される見込みはありません。本社債は、当社の明示的な同意なく、再販売、譲渡又は移転することができません。したがって、各投資家は、満期において予定される償還まで、本社債への投資に伴うリスクを負担することを前提として投資する必要があります。

用語の定義

・「米国」とは、アメリカ合衆国、その領土及び保有領域、アメリカ合衆国の各州並びにコロンビア特別区をいいます。

・「米国人」とは、以下をいいます。

(1) 米国内に居住する自然人

(2) 米国法に基づき組織され又は設立された組合又は法人

(3) その執行者又は管理人のいずれかが米国人である遺産

(4) その受託者のいずれかが米国人である信託

(5) 米国外の事業体に係る、米国内に所在する代理店又は支店

(6) 米国人の利益のために取引業者その他の受託者が保有する、裁量権のない口座又はこれに類する口座（遺産又は信託を除く。）

(7) 米国内に組織、設立又は（個人の場合）居住する取引業者その他の受託者が保有する裁量口座又はこれに類する口座（遺産又は信託を除く。）

(8) 次のいずれにも該当する組合又は法人

(a) 米国外の法域の法令に基づき組織又は設立されていること

(b) 証券法上登録されていない有価証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたものであること（ただし、自然人、遺産又は信託ではない「適格投資家」（証券法ルール501(a)に定義される。）によって組織又は設立され、かつ所有されている場合はこの限りではない。）

上記(1)から(8)までにかかわらず、以下は「米国人」に該当しません。

(a) 米国内で組織、設立され又は（個人の場合）居住する取引業者その他の専門受託者により、米国人ではない者の利益のために又はその計算において保有される裁量口座又はこれに類する口座（遺産又は信託を除く。）

(b) 執行者又は管理人として行為する専門受託者が米国人である遺産であって、次のいずれにも該当するもの

(i) 米国人ではない執行者又は管理人が、当該遺産の資産について単独又は共同の投資裁量権を有していること

(ii) 当該遺産が米国法以外の法令に準拠していること

(c) 受託者として行為する専門受託者が米国人である信託であって、米国人ではない受託者が当該信託財産について単独又は共同の投資裁量権を有し、かつ、当該信託の受益者のいずれも（かつ、撤回可能信託の場合には設定者のいずれも）米国人でないもの

(d) 米国以外の国の法令並びに当該国における実務慣行及び書式に従って設定及び運営される従業員給付制度

(e) 米国外に所在する米国人の代理店又は支店であって、次のいずれにも該当するもの

(i) 正当な事業上の理由により運営されていること

(ii) 保険業又は銀行業を営み、所在する法域においてそれぞれ実質的な保険業規制又は銀行

業規制に服していること

(f) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合又はそれらの機関、関連会社及び年金制度、その他これらに類する国際機関又はその機関、関連会社及び年金制度のいずれかに該当すること

【表紙】

【発行登録番号】	8-関東1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月18日
【会社名】	三井物産株式会社
【英訳名】	MITSUI & CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　堀　健一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	東京（3285）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部コーポレートファイナンス室長　澤村　禎信
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	東京（3285）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部コーポレートファイナンス室長　澤村　禎信
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2026年8月26日）から2年を経過する日（2028年8月25日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額　400,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	三井物産株式会社中部支社 （名古屋市中村区名駅四丁目8番18号） 三井物産株式会社関西支社 （大阪市北区中之島二丁目3番33号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

１【新規発行社債】

未定

２【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

３【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

未定

（２）【手取金の使途】

運転資金、設備資金、社債償還資金、借入金返済、関係会社株式を含む有価証券の取得、または融資等に充当する予定であります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第107期（自2025年4月1日至2026年3月31日）2026年6月12日関東財務局長に提出
事業年度　第108期（自2026年4月1日至2027年3月31日）2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度　第109期（自2027年4月1日至2028年3月31日）2028年6月30日までに関東財務局長に提出予定

２【半期報告書】

事業年度　第108期中（自2026年4月1日至2026年9月30日）2026年11月16日までに関東財務局長に提出予定
事業年度　第109期中（自2027年4月1日至2027年9月30日）2027年11月15日までに関東財務局長に提出予定

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年8月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月18日に関東財務局長に提出

４【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年8月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年7月8日に関東財務局長に提出

５【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2026年6月23日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録書提出日（2026年8月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。
また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づき判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

三井物産株式会社本店
（東京都千代田区大手町一丁目2番1号）
三井物産株式会社中部支社
（名古屋市中村区名駅四丁目8番18号）
三井物産株式会社関西支社
（大阪市北区中之島二丁目3番33号）
証券会員制法人札幌証券取引所
（札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）
証券会員制法人福岡証券取引所
（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要（2026年3月31日現在）

当社及び連結子会社は、金属資源、エネルギー、機械・インフラ、化学品、鉄鋼製品、生活産業、次世代・機能推進等の各分野において、総合商社である当社を中心として全世界に広がる事業拠点とその情報力を活用し、多種多様な商品の売買、製造、輸送、ファイナンス等各種事業を多角的に行っています。さらには資源・インフラ開発プロジェクトの構築、環境・新技術・次世代燃料やウェルネスに関連する事業投資やデジタルを活用した価値創出等の幅広い取組みを展開しています。

当社は本店に事業別の事業本部を置き、各事業本部は担当事業領域毎に地域本部及びブロックと内外一体となった総合戦略を立案し、傘下の関係会社とともに全世界で事業活動を展開しています。地域本部及びブロックは地域戦略の要として担当地域を任されており、事業本部と連携しつつ各々傘下の関係会社とともに幅広い多角的な事業を行っています。

これらの事業本部並びに地域本部及びブロックを、IFRS第8号「事業セグメント」による開示に当たり、経営者による経営資源の配分に関する意思決定やその業績評価の方法、取扱商品またはサービス等の内容を勘案した事業領域の性質に基づく7つの事業別セグメントに分類しています。

当社グループの連結決算対象会社の総数は446社であり、その内訳は連結子会社が海外206社、国内72社、持分法適用会社が海外136社、国内32社となっています。

セグメント	取扱商品またはサービスの内容	主要な子会社	主要な持分法適用会社
金属資源	鉄鉱石、原料炭、銅、ニッケル、アルミニウム、合金鉄・金属リサイクル 他	三井物産メタルズ、Mitsui Iron Ore Development、Mitsui Iron Ore Corporation、Mitsui Resources、Japan Collahuasi Resources、Mitsui & Co. Mineral Resources Development (Latin America)	INNER MONGOLIA ERDOS ELECTRIC POWER AND METALLURGY GROUP、日本アマゾンアルミニウム
エネルギー	天然ガス・LNG、原油、石油製品、環境・次世代エネルギー 他	三井エネルギー資源開発、Mitsui E&P Middle East、Mitsui E&P USA、MEP Texas Holdings、Mitsui E&P Australia Holdings、Mitsui E&P Italia B、MEP South Texas、Mitsui & Co. Energy Trading Singapore、Mitsui & Co. LNG Investment USA、Mitsui & Co. Energy Marketing and Services (USA)、MIT SEL Investment、Mypower、e-dash、MIT RNG USA	ENEOSグローブ、JAPAN ARCTIC LNG、Japan Australia LNG (MIMI)、Mitsui E&P Mozambique Area 1

セグメント	取扱商品またはサービスの内容	主要な子会社	主要な持分法適用会社
機械・インフラ	電力、海洋エネルギー、ガス配給、水、物流・社会インフラ、自動車、建設・鉱山機械、産業機械、鉄道、船舶、航空 他	Mit-Power Capitals (Thailand)、MIT Wind Power、ミットパワーインディア、MITSUI GAS E ENERGIA DO BRASIL、Ecogen Brasil Solucoes Energeticas、MIZHA ENERGIA PARTICIPACOES、Shamrock Investment International、Mitsui & Co. Infrastructure Solutions、三井物産プロジェクトソリューション、東京国際エアカーゴターミナル、MIT Energy Southern Africa、Mitsui Water Holdings (Thailand)、GUMI BRASIL PARTICIPACOES、Toyota Chile、MITSUI AUTO FINANCE CHILE、Mitsui Auto Finance Peru、HINO MOTORS SALES MEXICO、Komatsu-Mitsui Maquinarias Peru、KOMEK MACHINERY Kazakhstan、MBK USA Commercial Vehicles、Ellison Technologies、MBK USA AUCTION、Autorentas del Pacifico、OMC SHIPPING、東洋船舶、三井物産エアロスペース	SEA TERMINAL MANAGEMENT & SERVICE、SAFI ENERGY、IPM Eagle、India Yamaha Motor、太陽建機レンタル、KOMATSU AUSTRALIA、Penske Automotive Group、PT. Bussan Auto Finance、Hino Motors Manufacturing (Thailand)、WILLIS MITSUI & CO ENGINE SUPPORT
化学品	石油化学原料・製品、無機原料・製品、合成樹脂原料・製品、農業資材、飼料添加物、化学品タンクターミナル、住生活マテリアル 他	三井物産ケミカル、日本アラビアメタノール、MMTX、Shark Bay Salt、ITC ANTWERP、MMCP、MIT Clean Energy、Intercontinental Terminals Company、三井物産プラスチック、Mitsui Plastics Trading (Shanghai)、Diana Elastomers、Mitsui AgriScience International、Mitsui Agro Business、Novus International	SMB 建材、MVM Resources International、Nutrinova Netherlands、Ourofino
鉄鋼製品	インフラ鋼材、自動車部品、エネルギー鋼材 他	三井物産スチール、STATS (UK)、Regency Steel Asia	GRI Renewable Industries、日鉄物産、エムエム建材、Gestamp Brasil Industria De Autopecas、GESTAMP 2020、NuMit
生活産業	食料、ファッション、ヘルスケア、EX (Employee Experience/従業員体験) 他	United Grain Corporation of Oregon、プライフーズ、KASET PHOL SUGAR、Mit-Salmon Chile、三井物産流通グループ、WILSEY FOODS、MKU Holdings、マックスマーラジャパン、ビギホールディングス、三井物産リテールトレーディング、三井物産サプライチェーン・ソリューションズ、エームサービス	フィード・ワン、IPSP Oriental Holding Company、スターゼン、DM 三井製糖、Euricom、Minh Phu Seafood、MN インターファッション、IHH Healthcare

セグメント	取扱商品または サービスの内容	主要な子会社	主要な持分法適用会社
次世代・ 機能推進	アセットマネジメント、キャピタルソリューション、保険、バイアウト投資、ベンチャー投資、商品デリバティブ、物流センター、ICT サービス、サイバーセキュリティ、BPO、デジタルマーケティング、TV ショッピング、メディア、不動産 他	三井情報、三井物産セキュアディレクション、ワールド・ハイビジョン・チャンネル、M&Y Asia Telecom Holdings、三井物産インシュアランス・ホールディングス、三井物産アセットマネジメント・ホールディングス、SABRE INVESTMENTS、三井物産都市開発、MBK Real Estate Holdings、Mitsui Bussan Commodities、三井物産グローバルロジスティクス	QVC ジャパン、アルティウスリンク、JA 三井リース

2. 主要な経営指標等の推移

(1)連結経営指標等

回次		第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
収益	(百万円)	11,757,559	14,306,402	13,324,942	14,662,620	13,995,222
売上総利益	(百万円)	1,141,371	1,396,228	1,319,715	1,288,366	1,328,153
当期利益 (親会社の所有者に帰属)	(百万円)	914,722	1,130,630	1,063,684	900,342	833,971
当期包括利益 (親会社の所有者に帰属)	(百万円)	1,370,647	1,224,588	1,544,461	660,715	1,708,998
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	5,605,205	6,367,750	7,541,848	7,546,615	8,767,744
総資産	(百万円)	14,923,290	15,380,916	16,899,502	16,811,509	20,821,528
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,750.61	2,088.75	2,518.40	2,626.04	3,093.56
基本的1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属)	(円)	280.81	360.91	352.80	306.73	291.12
希薄化後1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属)	(円)	280.69	360.71	352.57	306.47	290.86
親会社所有者帰属持分比率	(%)	37.56	41.40	44.63	44.89	42.11
親会社所有者帰属持分利益率	(%)	17.98	18.89	15.29	11.93	10.22
株価収益率	(倍)	5.93	5.70	10.07	9.13	20.47
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	806,896	1,047,537	864,419	1,017,518	952,912
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△181,191	△178,341	△427,547	△161,988	△1,033,522
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△614,325	△634,685	△1,013,078	△749,602	26,896
現金及び現金同等物期末残高	(百万円)	1,127,868	1,390,130	898,204	977,356	982,722
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	44,336 (8,869)	46,811 (9,063)	53,602 (27,659)	56,400 (44,740)	55,463 (44,207)

(注) 1. 当社は、IFRSに準拠して連結財務諸表を作成しています。

2. 当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第103期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)」及び「希薄化後1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)」を算出しています。

(2)提出会社の経営指標等

回次		第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
収益	(百万円)	4,053,587	4,792,312	3,715,650	3,830,479	3,869,839
経常利益	(百万円)	331,890	897,540	553,949	686,364	639,093
当期純利益	(百万円)	339,049	922,579	535,348	723,548	603,727
資本金	(百万円)	342,383	342,560	343,062	343,441	344,163
発行済株式総数	(千株)	1,642,355	1,544,660	1,513,589	2,905,248	2,864,667
純資産	(百万円)	2,190,271	2,494,047	2,437,110	2,584,866	2,811,503
総資産	(百万円)	7,481,222	7,539,370	7,838,353	8,030,668	9,290,602
1株当たり純資産額	(円)	684.05	818.08	813.79	899.45	991.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	105 (45)	140 (65)	170 (85)	100 (50)	115 (55)
1株当たり当期純利益	(円)	104.08	294.49	177.56	246.50	210.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	104.04	294.32	177.44	246.30	210.55
自己資本比率	(%)	29.27	33.08	31.09	32.19	30.26
自己資本利益率	(%)	15.33	39.40	21.72	28.82	22.38
株価収益率	(倍)	15.99	6.99	20.01	11.36	28.28
配当性向	(%)	50.4	23.8	47.9	40.6	54.6
従業員数	(名)	5,494	5,449	5,419	5,388	5,333
株主総利回り (比較指標：東証株価指数)	(%) (%)	149.1 (99.6)	189.4 (102.5)	326.7 (141.7)	269.9 (136.1)	554.4 (179.0)
最高株価	(円)	3,414	4,299	7,268	3,889 (8,365)	6,674
最低株価	(円)	2,198	2,727	3,906	2,401 (6,732)	2,365

(注) 1. 当社は2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第103期の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算出しています。

2. 第106期の1株当たり配当額は株式分割後の中間配当額50円、年間配当額100円を記載しています。なお、第103期の期首に株式分割が行われたと仮定した場合の「1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)」は下記のとおりです。

回次		第103期	第104期	第105期	第106期	第107期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	52.5 (22.5)	70.0 (32.5)	85.0 (42.5)	100.0 (50.0)	115.0 (55.0)

3. 株主総利回りは、各事業年度末日の株価と第107期の4事業年度前から各事業年度までの1株当たり配当額の累計額の合計を、第107期の5事業年度前の末日の株価で除した比率です。

4. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については、東京証券取引所市場第一部におけるものです。なお、第106期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しています。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	三井物産株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　　堀　健一

１　当社は１年間継続して有価証券報告書を提出しております。

２　当社の発行する株券は、東京証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所に上場されております。

３　当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。

12,291,339百万円

（参考）

（2024年4月30日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
7,639.0円	×	1,513,693,486株	＝	11,563,104百万円

（2025年4月30日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
2,898.0円	×	2,905,741,576株	＝	8,420,839百万円

（2026年4月30日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
5,896.0円	×	2,864,666,576株	＝	16,890,074百万円

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月19日
【会社名】	三井物産株式会社
【英訳名】	MITSUI & CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　堀　健一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	東京（3285）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部コーポレートファイナンス室長　澤村　禎信
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	東京（3285）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	財務部コーポレートファイナンス室長　澤村　禎信
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2026年8月18日
【発行登録書の効力発生日】	2026年8月26日
【発行登録書の有効期限】	2028年8月25日
【発行登録番号】	8-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額　400,000百万円
【発行可能額】	400,000百万円 （400,000百万円） （注）発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年11月19日（提出日）である。
【提出理由】	2026年8月18日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部　証券情報　第1　募集要項」、同「第3　その他の記載事項」及び「第二部　参照情報　第2　参照書類の補完情報」の記載について訂正を必要とするため並びに「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	三井物産株式会社中部支社 （名古屋市中村区名駅四丁目8番18号） 三井物産株式会社関西支社 （大阪市北区中之島二丁目3番33号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

【訂正内容】

第一部【証券情報】
第１【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

１【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

＜三井物産株式会社 第 1 回個人向け無担保セキュリティトークン社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）に関する情報＞

以下の記載のうち未定の事項は、2027 年 1 月 5 日に決定します（以下、かかる未定の事項の決定日を「条件決定日」といいます。）。三井物産株式会社 第 1 回個人向け無担保セキュリティトークン社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）（以下「本社債」といいます。）の最終的な利率は、下記「利率（%）」欄に記載の仮条件の範囲内で、条件決定日に財務省が公表する残存期間 1 年の日本国債コンスタント・マチュリティー利回りを参考とし、条件決定日までの市場金利の動向に基づき、条件決定日に当社が決定します。決定された利率は、2027 年 1 月 5 日提出予定の発行登録追補書類への記載、募集取扱人のウェブサイトへの掲載その他の方法により公表します。本訂正発行登録書の提出後に募集取扱人が受付を開始する、本社債の購入希望者からの仮申込みは、当社が本社債に対する投資家の購入意向をあらかじめ把握することを目的とする法的拘束力のない意思表示であり、本社債の取得の申込みではありません。本社債の取得の申込みは、当社による発行登録追補書類の提出後、本社債の申込期間中に行う必要があります。

銘柄	三井物産株式会社 第1回個人向け無担保セキュリティトークン社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定（金 2,000,000,000 円程度を想定）（注）18.
各社債の金額（円）	金 10 万円
発行価額の総額（円）	未定（金 2,000,000,000 円程度を想定）（注）18.
発行価格（円）	各社債の金額 100 円につき金 100 円
利率（%）	未定（年 1.80%～2.40%を仮条件とする。）（注）18.
利払日	2028 年 1 月 13 日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2028年1月13日（以下「利息支払期日」という。）に金銭で支払う。 なお、利息支払期日に各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に支払われる利息額は以下により計算される金額となる。 別記（注）14. 「社債原簿の記録の管理並びに社債原簿管理人及び財務代理人」(2)に定める社債原簿管理人が備える社債原簿における各本社債権者が保有する各本社債の金額の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。「一通貨あたりの利子額」とは、1円に別記「利率（%）」欄に定める利率を乗じて得られる金額（ただし、1年に満たない期間につき一通貨あたり

	の利子額を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算した金額）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (2) 利息支払期日が本項第(3)号に定められる銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 銀行営業日とは東京において銀行が営業を行っている日とし、銀行営業日でない日を銀行休業日とする。 (4) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）13.「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2028年1月13日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2028年1月13日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が、別記「利息支払の方法」欄第1項第(3)号に定められる銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）13.「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集（注）16. 及び17.
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2027年1月5日から2027年1月8日
申込取扱場所	後記「2 社債の引受け及び社債管理の委託」「(1)社債の引受け」記載の募集取扱人の本店及び国内各支店
払込期日	2027年1月13日
振替機関	―
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が既に発行した、又は今後発行する他の社債のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。 2. 前項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は、本社債のために、社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法に基づき設定する。 3. 当社が、会社合併により被合併会社の担保付社債を承継する場合は本欄第1項は適用されない。
財務上の特約(その他の条項)	1. 担保付社債への切換 当社は、本社債発行後、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために、社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法に基づき設定することができる。 2. 担保提供制限にかかる特約の解除 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は本欄第1項により本社債のために担保権を設定した場合は、以後別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄及び別記（注）5.「社債管理者に対する通知」(2)は適用されない。

	3. 担保権を設定した場合の公告 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

（注） 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA(ダブルA)の信用格付を2027年1月5日付で取得する予定である。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号　03-6273-7471（注）18.

2. 社債の券面

本社債については、本社債を表章する社債券は発行しない。なお、本社債には、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定は適用しない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求をオルタナ信託株式会社（以下「財務代理人」という。）が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各本社債について期限の利益を喪失する。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りでなく、また、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項により、当社が本社債のために担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときは、以後、本（注）3.(1)②は適用しない。

① 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもこれを履行又は解消することができないとき。

② 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

③ 当社が、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第3項、本（注）4.、本（注）5.、本（注）6.(2)又は本（注）10.に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する60日以上の期間内にその履行又は補正をしないとき。

④ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来しても各社債の要項に定める一定の期間内にその弁済をすることができないとき。

⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくは借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合はこの限りではない。

(2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

① 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

② 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 社債管理者に対する定期報告

(1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を適宜報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会の承認又は決議後ただちに書面により社債管理者に通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が本（注）4. (2)に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。

(2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書及びそれらの訂正報告書並びにかかる報告書の添付書類について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

5. 社債管理者に対する通知

(1) 当社は、次の場合には、あらかじめ書面又は電磁的方法により社債管理者に通知する。

① 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

② 事業の管理を他に委託しようとするとき、事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止、又は他に移転しようとするとき。

③ 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、当社の事業運営に重大な影響のある合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

(2) 当社は、本社債発行後、当社が既に発行した、又は今後発行する他の社債のために担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

(3) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿管理人を通じて社債原簿にその旨の記録を行い、書面又は電磁的記録をもってこれを社債管理者に通知する。

6. 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、本社債権者のために、本社債の社債管理委託契約に定める社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するうえで必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業及び帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらについて調査を行うことができる。

(2) 本（注）6. (1)の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力するものとする。

7. 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（会社法第705条第1項に定める行為を除く。）を行わない。

8. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立に関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

9. 社債管理者の辞任

(1) 社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

① 社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）

② 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合

(2) 本（注）9.(1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

10. 本社債権者に対する通知及び公告の方法

(1) 本社債に関して本社債権者に対し通知する場合は、全ての本社債権者に直接通知する方法（電磁的方法を含む。）のほか、法令に別段の定めがあるものを除き、本（注）10.(2)に規定する公告の方法によりこれを行うことができる。なお、社債権者に直接通知する方法は、社債権者が口座を保有する金融商品取引業者（以下「本金融商品取引業者」という。）を通じて行われる。

(2) 公告の方法による場合は、法令に別段の定めがある場合を除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款に所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。

11. 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日の2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を本種類の社債権者に通知する。なお、当社は電磁的方法により、当該通知を発することができる。また、かかる通知を発した日（以下「招集通知日」という。）から、社債権者集会が終了する日までの間、社債原簿の書換を停止するものとする。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

12. 本社債要項の変更

(1) 本社債要項に定められた事項の変更は、法令に定めがある場合を除き、本種類の社債の社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、本種類の社債の社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 本（注）12.(1)の本種類の社債の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本種類の社債を有する全ての社債権者に対しその効力を有する。

13. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、財務代理人及び本金融商品取引業者を通じて支払われる。

14. 社債原簿の記録の管理並びに社債原簿管理人及び財務代理人

(1) 社債原簿の記録の管理

本社債の社債原簿の記録の管理には、株式会社BOOSTRY（以下「BOOSTRY」という。）が開発し、ibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワーク（限定された参加者のみがアクセス可能なネットワーク上の台帳に取引の情報を記録して資産の保存や移転の手段として使われるネットワークをいう。）であるibet for Finが利用される。

(2) 社債原簿管理人及び財務代理人

オルタナ信託株式会社

15. 本社債の譲渡等

(1) 本社債を譲渡することはできない。ただし、災害や相続その他の一定の事由により譲渡する場合（①利息支払期日又は償還期日の7銀行営業日前の日から利息支払期日又は償還期日までの期間及び②招集通知日から社債権者集会が終了する日までの期間を除く。）についてはこの限りでない。

(2) 本社債権者が本（注）15.(1)に従って本社債を譲渡する場合は、本社債が金融商品取引業者等（租税特別措置法第8条第2項に規定する金融商品取引業者等のうち、当社が指定する者をいう。）の固有財産となる場合を除き、本社債を譲渡することはできないものとする。

(3) 本社債権者が本（注）15.(1)に従って本社債を譲渡する場合は、「ibet for Fin」を利用し

た、当社が別途指定する方式に従わなければならない。

(4) 本社債を質入れその他担保に供することはできない。

16. 別記「申込期間」欄記載の申込期間の最終日時までに受け付けた申込みに係る本社債の金額の合計額（以下「本申込総額」という。）が別記「券面総額又は振替社債の総額(円)」欄及び「発行価額の総額(円)」欄記載の総額に満たない場合、又は本申込総額の一部につき払込みが行われない場合には、払込みが行われなかった金額（もしあれば）に相当する募集社債については発行を打ち切るものとする。したがって、実際に発行される本社債の総額は、別記「券面総額又は振替社債の総額(円)」欄及び「発行価額の総額(円)」欄記載の総額から減少する可能性がある。
17. 米国の居住者に対しては、また、米国内においては、本社債の募集又は販売は行われず、また、米国の居住者は本社債の購入の申込みができない。なお、米国グリーン・カードを有する自然人は、居住地を問わず米国の居住者とみなす。
18. 未定の事項については、市場金利の動向及び需要状況を勘案したうえで、条件決定日に決定する予定である。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

＜三井物産株式会社 第 1 回個人向け無担保セキュリティトークン社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）に関する情報＞

（1）【社債の引受け】

引受人による引受けは行われません。以下に記載する募集取扱人が、本社債の募集の取扱いを行う予定であります。

募集取扱人の氏名又は名称	住所
三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番8号 人形町PREX 4階

(注) 募集取扱の条件については、条件決定日に決定する予定であります。

（2）【社債管理の委託】

社債管理を委託する社債管理者は、以下に記載する者を予定しています。

社債管理者の名称	住所
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(注) 委託の条件については、条件決定日に決定する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

未定

（訂正後）

＜三井物産株式会社 第 1 回個人向け無担保セキュリティトークン社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）に関する情報＞

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
未定	未定	未定

(注) 未定の事項については、需要状況等を勘案した上で、条件決定日に決定する予定であります。

「第一部　証券情報　第２　売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本「募集又は売出しに関する特別記載事項」中で使用される用語は、以下で別途定義されるものを除き、それぞれ「第

一部　証券情報　第1 募集要項」中で定義された意味を有します。

1 目論見書の電子交付について

本社債の一般募集における目論見書の提供は、原則として、書面ではなく、電子交付により行われます（注）。

（注）当社は、電磁的方法による目論見書記載事項の提供を目論見書の「電子交付」と呼んでいます。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第１項）。

2 特典の付与について

当社は、払込期日において本社債の払込みを行ったことが当社において確認できた本社債権者（国内居住者に限ります。）のうち、200万円以上本社債の払込みを行った本社債権者に対して、下表の「払込金額」欄に記載する本社債の払込金額の区分に応じて、それぞれ「特典」欄に記載の特典（本社債の一部を構成するものではありません。）を付与いたします。なお、特典の詳細条件及びお申し込み方法につきましては、払込期日後、取扱金融商品取引業者（下記「3 本社債への投資にあたり留意すべき事項」において定義します。）を通じてお知らせする予定です。

払込金額	特典
200万円以上500万円未満	三越百貨店商品券1万円分 当社のグループ会社が提供する商品を取扱うカタログギフト1万円分
500万円以上1,000万円未満	三越百貨店商品券5万円分 当社のグループ会社が提供する商品を取扱うカタログギフト1万円分
1,000万円以上	三越百貨店商品券10万円分 当社のグループ会社が提供する商品を取扱うカタログギフト1万円分

特典の付与を希望する本社債権者は、当社が別途定める特典の受取手続を行わなければならないものとします。別途当社が定める本社債の特典の受取手続の期間内に手続を行わなかった場合その他当社が本社債権者に対して特典を付与することができないと判断した場合、当該本社債権者には特典を付与しないものとします。この場合、当社は、当該特典を付与しないことについて一切の責任を負わないものとします。また、本社債の特典の付与を受ける権利を譲渡することはできないものとします。

3 本社債への投資にあたり留意すべき事項

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書及び発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスク及び留意事項を特に考慮する必要があります。本社債への投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自らの個別的な財務状況、本書に記載される本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを慎重に検討された後に、投資判断を下すべきです。ただし、以下の記載は本社債に含まれる全てのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではありません。

以下に記載する1つ又は複数の要因の変化によって、他の要因を理由とする本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきです。

(1) 本社債の譲渡制限に関するリスク

本社債は原則として第三者への譲渡が禁止されておりますので、本社債が第三者に譲渡されたとしても、当社は原則として社債原簿の記録の書き換えには応じません。ただし、大規模自然災害や相続、その他の一定の事由が発生した場合には、当社の指定する金融商品取引業者等に対して譲渡することが可能となります。なお、当社の指定する金融商品取引業者等は、本社債の発行当初は、本社債を取得する者との間で本社債の管理等に関する契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結する当事者としての三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社（以下「取扱金融商品取引業者」といいます。）に限られます。この場合、社債権者と取扱金融商品取引業者との相対取引となり、一定の金額での買取を保証するものではないことから、社債権者が希望する条件で本社債の売却を行うことができない可能性、又は本社債の売却自体ができない可能性があります。

相続発生時及び大規模自然災害発生時の譲渡手続について

① 本社債権者において相続が発生した場合は、相続に係る所定の手続を完了された相続人の方による取扱金融商品取引業者を通じた臨時の譲渡手続が可能となる場合があります（ただし、かかる譲渡手続の機会は保証されているものではなく、具体的な状況に応じて臨時の譲渡手続を行うことができない場合もあります。）。なお、臨時の譲渡手続申込みの際には、相続人たる地位を証明する書類等が必要になります。臨時の譲渡手続の可否及び手

続の内容については取扱金融商品取引業者へお尋ねください。

② 本社債権者が、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含みます。）が適用された市区町村に居住されている口座名義人の場合、取扱金融商品取引業者を通じた臨時の譲渡手続が可能となる場合があります（ただし、かかる譲渡手続の機会は保証されているものではなく、具体的な状況に応じて臨時の譲渡手続を行うことができない場合もあります。）。なお、臨時の譲渡手続申込みの際には、罹災証明書、罹災届出証明書といった公的機関が証明する書類等が必要となります。臨時の譲渡手続の可否及び手続の内容については取扱金融商品取引業者へお尋ねください。

さらに、本社債は、①利息支払期日又は償還期日の7銀行営業日前の日から利息支払期日又は償還期日までの期間及び②招集通知日から社債権者集会が終了する日までの期間は取扱金融商品取引業者を含む如何なる者に対しても譲渡できません。そのため、本社債を社債権者が希望する時期に売却できない場合があります。

(2) 当社の信用リスク

本社債の価値は、当社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合に影響を受けることがあります。また、本社債の償還の確実性は、当社の信用力に依拠しており、当社の信用状況が損なわれた場合、社債権者に損失が生じる可能性があります。

(3) 会計制度・税制リスク

本社債はセキュリティトークンとして発行される電子記録移転有価証券表示権利等であるため、日本の税法上、本社債が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱が以下の記載の内容と異なる可能性があります。

また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱について述べるものであって、今後の日本の税法の改正等により変更が生じる可能性があること、及び全ての課税上の取扱を網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱がなされる場合もあることにご留意ください。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要があります。

本社債を購入可能である日本国の居住者である個人が支払を受けるべき本社債の利息は、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課されます。日本国の居住者である個人が保有する本社債の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除されます。ただし、申告不要制度を選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収により課税関係を終了させることができます。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となります。本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件の下で、他の特定公社債や上場株式等の利子所得、配当所得、譲渡損益及び償還差損益と損益通算及び繰越控除を行うことができます。

（注）2027年以後当分の間、新たな付加税として所得税の額に1%の税率を乗じた防衛特別所得税の課税が導入されます。また、同年以降、復興特別所得税の税率を現行の2.1%から1.1%に引き下げるとともにその課税期間を2047年までとすることとされています。なお、復興特別所得税と防衛特別所得税の合算税率は現行の復興特別所得税と同じ2.1%となりますが、上記のとおり課税期間は異なることとなります。

(4) 法令・規制・制度等に関するリスク

本社債及びその取引は、金融商品取引法はもとより、関連する各種法令・規制・制度等（金融商品取引業協会の規則を含みます。）の規制を受けています。本社債又はその募集がこれらの法令・規制・制度等に違反するとされた場合、本社債の商品性や本社債の取引に影響が生じる可能性があります。

(5) 本社債の特性に起因するリスク要因及びその他の留意点

本社債は、社債等振替法の適用を受けず、株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）が発行・流通・決済等に関与する振替社債ではないことから、本社債を譲渡する場合には、社債等振替法に定める振替機関を通じずに譲渡が行われ、その譲渡に係る対抗要件である社債原簿の記録も電磁的記録によって行われるという特性を有しています。

本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。本社債の社債原簿の記録の管理にはブロックチェーンネットワークが利用されます。当社は、オルタナ信託株式会社を社債原簿管理人として、本社債の社債原簿に関する業

務を委託しており、本社債の社債原簿の記録の管理等は、オルタナ信託株式会社において行われます。

売買等により本社債の権利者の変更が生じた場合には、上記の方法で社債原簿の記録が書き換えられた時点で、会社法上、当社及び第三者に対する対抗要件が具備されることになります。

上記のとおり、本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等であり、社債等振替法の適用を受けず、証券保管振替機構が発行・流通・決済等に関与する振替社債ではないことから、本社債の保有、譲渡や決済等に関して、振替社債に該当する一般的な円貨建て社債とは異なるリスク・取扱い上の注意点があります。

① 本社債の売買その他の取引にあたっては、ibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、かつ、本社債はブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）を用いて、権利の移転や権利の帰属に係る対抗要件である社債原簿の記録の管理が行われるため、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合等には、本社債に係る情報が流出し、又は本社債に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本社債の実体法上の権利関係と社債原簿の記録に乖離が生じ、技術的な理由によりブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズムにおける本社債に係る記録や社債原簿の記録の改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に対する本社債の元利金の支払いが行われなくなる、実体法上の権利者が本社債を譲渡することができなくなる、又は本社債の譲渡にかかる社債原簿の記録ができなくなること等により、損害を被る可能性があります。また、流出した情報の不正利用等の事態が生じた場合には、当社の社会的な信用の失墜や損害賠償責任が発生するおそれがあります。

② その他上記以外の原因により本社債の社債原簿の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワーク若しくは社債原簿管理人が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又はBOOSTRYのシステム障害等により、取引情報をibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワークに通常通り連携できなくなった場合には、本社債の元利金の支払い、譲渡及び譲渡に係る社債原簿の記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。

③ 本社債の社債原簿の記録の管理に関する業務はオルタナ信託株式会社に委託しております。業務委託先が当社の期待通りに業務を行うことができない場合、本社債の権利等の保有、移転や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。また、本社債の社債原簿の記録の管理のために用いられるibet for Finにおいて本社債を表示する財産的価値（トークン）の記録及び移転を承諾するノードは、現時点においてはBOOSTRYのみが保有します。そのため、BOOSTRYが管理するシステムや利用する回線に重大な障害が生じた場合又はその信用状況が悪化し当社の期待通りに業務を行うことができない場合等は、本社債の権利等の保有、移転や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。

④ 社債原簿管理人がBOOSTRYとの間で締結するibet for Finの使用に係る契約が終了して社債原簿管理人がibet for Finを利用することができなくなった場合には、本社債の償還金や利子の支払、譲渡及び譲渡に係る社債原簿の記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。

⑤ 本社債の譲渡に係る移転実行請求（社債原簿への社債原簿記載事項の記録請求）は、社債原簿管理人が当該移転につきブロックチェーンネットワークに記録するために必要な情報（以下「移転情報」といいます。）を作成し、当該移転情報をブロックチェーンネットワークに記録することにより行いますが、当該移転情報を作成する時間によっては、社債原簿の記録が翌営業日となる場合があります。この場合には、社債原簿への記録が行われた日が譲渡に係る受渡日と取り扱われるため、当事者が当初想定した日より受渡日が遅くなることにより、損害を被る可能性があります。

なお、本社債に関するリスク・取扱上の注意点は、上記以外にも想定され得るものであり、上記に記載した事項が全てではありません。

第３【その他の記載事項】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

＜三井物産株式会社 第 1 回個人向け無担保セキュリティトークン社債（社債間限定同順位特約及び譲渡制限付）に関する情報＞

本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。本社債に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術（以下「デジタル社債基盤技術」といいます。）、本社債の募集、本社債の取得及び譲渡並びに本社債の

社債原簿の記録の管理のために用いるプラットフォーム（以下「デジタル社債プラットフォーム」といいます。）、デジタル社債基盤技術を提供する者（以下「デジタル社債基盤技術提供者」といいます。）、デジタル社債プラットフォームを提供する者（以下「デジタル社債プラットフォーム提供者」といいます。）並びに管理報酬等及びその他の手数料等については以下のとおりです。

1　デジタル社債基盤技術及びデジタル社債プラットフォーム

(1) デジタル社債基盤技術の名称、内容及び選定理由

本社債の募集、取得及び譲渡を、BOOSTRYが開発する分散型台帳技術を用いたコンピュータシステムであるibet for Finにて管理し、本社債に係る財産的価値の記録及び移転がibet for Finへの記録によって行われます。当該記録に連動するシステム上の帳簿は、ibet for Finにおいて登録される社債権者等に係る情報とともに、本社債の社債原簿を構成します。ibet for Finの構成技術としては、「コンソーシアム型」のデジタル社債基盤技術を採用し、具体的なデジタル社債基盤技術において利用されるブロックチェーン（以下「デジタル社債基盤技術基盤」といいます。）としてGoQuorumを採用しています。各技術の選定理由は以下のとおりです。

(注) 「ibet for Fin」では、GoQuorumをベースとして必要な改善及び更新を反映した独自のソフトウェアを利用しております。これを踏まえ、2027年1月を目途として、当該ソフトウェアについて「ibet-Core」の名称の使用を開始する予定です。当該名称の使用開始は、本社債において使用されるデジタル社債基盤技術の変更を意味するものではありません。

①　「コンソーシアム型」デジタル社債基盤技術の内容及び選定理由

一般に、デジタル社債基盤技術はその特性に応じて大きく3種類のものに大別されます。

1つ目は「パブリック型」と呼ばれる誰でもノード（ネットワークに参加する者又は参加するコンピュータ等の端末のことをいいます。以下同じです。）としてのネットワーク参加が可能なデジタル社債基盤技術です。

「パブリック型」のデジタル社債基盤技術において利用されるブロックチェーンとして、BitcoinやEthereumのブロックチェーンが挙げられます。2つ目は「プライベート型」と呼ばれる特定の1社が提供するデジタル社債基盤技術です。「プライベート型」は特定の1社が提供するシステムでデータや権限が複数企業に分散している「パブリック型」や「コンソーシアム型」とは異なる仕組みです。3つ目は「コンソーシアム型」と呼ばれる、許可された複数の参加者がノードとしてネットワーク運用を行うデジタル社債基盤技術です。

セキュリティ・トークン（デジタル社債）を扱うデジタル社債基盤技術としては、顧客資産の流出を未然に防止するため、セキュリティ確保の蓋然性が高いものを選択することが重要であり、「コンソーシアム型」の持つ以下の特性により、セキュリティリスクを極小化する観点から、より望ましい技術として当社は評価しています。

(イ) ネットワークにアクセス可能な者が限定的

「パブリック型」では不特定多数の主体がネットワークにアクセスすることが可能ですが、「コンソーシアム型」ではアクセス範囲の限定が可能です。

(ロ) トランザクションを作成しうるノードの限定・選択が可能

「パブリック型」では誰でもブロックチェーンに取り込まれるデータ（ブロックチェーン上の記録）を作成することができるため、不特定の者がネットワーク上でトランザクション（財産的価値の移転についての記録をいいます。以下同じです。）を作成することが可能ですが、「コンソーシアム型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを作成することができるノードとして参加するためにはネットワーク運営者の許可が必要なため、データの作成者が限定され、また特定の者を選択することも可能です。

(ハ) トランザクション作成者の特定が可能

「パブリック型」では不特定多数の者がネットワーク上でトランザクションを作成することが可能であり、また、それらの者の氏名・住所等の本人情報とデジタル社債基盤技術上で公開されているアドレスとが紐づけられていないため、特定のトランザクションを誰が作成したかを特定することは困難ですが、「コンソーシアム型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを作成できるノードの保有者は特定されているため、誰がいつ書き込んだかを全て追跡することが可能です。

(ニ) 障害耐性

「プライベート型」では特定の1社がデジタル社債基盤技術を提供することとなるため、当該提供者において障害が生じた場合にはネットワーク全体が正常に稼働できないこととなる可能性がありますが、「コンソーシアム型」においては複数の分散されたノードで運営することで、一部のノードがシステム障害等で停止したとしても、ネットワーク全体としては正常な稼働の継続を図ることが可能です。

② デジタル社債基盤技術基盤GoQuorumの内容及び選定理由

GoQuorumは、2016年にJ.P.Morgan Chase & Co.によってEthereumをベースとして金融分野におけるエンタープライズ用途で開発されたブロックチェーンプロトコルです。GoQuorumの有する以下の特徴から、「コンソーシアム型」デジタル社債基盤技術基盤の中でもより望ましいものとして当社は評価しています。

（イ）高い障害耐性とファイナリティ

ibet for Finは、「コンソーシアム型」を採用しているため、一部のノードがシステム障害等で停止したとしても、ネットワーク全体としては正常な稼働の継続を図ることが可能であることに加えて、GoQuorumが対応するコンセンサス・アルゴリズムのうち、ビザンチン耐性、すなわち障害や悪意等で異常な振る舞いをする一部のノードが存在したとしてもブロックチェーン全体としては正常に作動することが可能となる特徴を有する「Quorum BFT」を採用していることから、高い障害耐性があるといえます。また、ブロックチェーン上での取引データはファイナリティ（決済完了性）を有しており、後から取引が覆るリスクやブロックの改竄に対する耐性も高いものとなります。

（ロ）Ethereumとの互換性

GoQuorumは、「パブリック型」ブロックチェーンのEthereumをベースに開発されており、Ethereumとの一定の互換性を有しております。そのため、分散型金融の基盤となっているEthereumのソースコードや周辺ツール群の利用が可能で、高い拡張性を有しております。

(2) デジタル社債プラットフォームの名称、内容及び選定理由

セキュリティ・トークン（デジタル社債）の取引を支える仕組みとして、投資家の権利が保全され、譲渡に際しても安定的に権利を移転でき、かつそれらの処理を効率的に実現できるプラットフォームを選択することが重要です。

本社債の取得及び譲渡は、BOOSTRYが開発を主導するセキュリティ・トークン（デジタル社債）の発行及び管理プラットフォームであるibet for Finを利用して行います。本社債の募集は、本社債の募集取扱を行う三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が管理する既存のコンピュータシステムを通じて行い、ibet for Finと連携します。投資家は本社債の取得に際して、三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社経由でのみ申し込みを行います。投資家は直接ibet for Finにアクセスすることはなく、投資家のibet for Finにおけるアカウント・秘密鍵は三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社が管理し、三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社を経由して取引データが記録・更新されます。

ibet for Finはセキュリティ・トークン（デジタル社債）を扱うためのスマートコントラクト（ブロックチェーン上のトークンの移転を一定の条件に従って自動的に執行するためのプログラム）やネットワーク運営が整っており、社債や証券化商品等の様々な有価証券を発行・管理できる仕組みとなっています。また、国内の金融機関等で組織されたコンソーシアムがネットワークを共同運営しており、その運営についても安定しています。社債発行において実務上適切に権利者を管理できるITサービスが提供されており、公募の社債型セキュリティ・トークン（デジタル社債）の取扱い実績もあることから適切なプラットフォームといえます。

2　デジタル社債基盤技術提供者及びデジタル社債プラットフォーム提供者

ibet for Finは、BOOSTRYが開発を主導しています。BOOSTRYはibet for Finコンソーシアムにおける事務局として、コンソーシアム規約に則り、ノードの運営・ブロックの承認・ネットワークの維持等を担っております。

3　管理報酬等及びその他の手数料等

該当事項はありません。

4　電子記録移転有価証券表示権利等に関するリスク

「募集又は売出しに関する特別記載事項　3　本社債への投資にあたり留意すべき事項」をご参照ください。

また、特に発行登録目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。表紙裏に以下の事項を記載いたします。

本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」という。）その他いずれの米国証券関連法令に基づいても、今後登録される予定はありません。本社債は、証券法上のレギュレーションSに依拠し、登録を行わずに募

集・販売されます。

各投資家は、本社債の購入の申込みを行うことにより、とりわけ以下を表明したものとみなされます。すなわち、当該投資家は、

(i) 米国人（証券法レギュレーションSのルール902(k)に定義され、かつ、下記「用語の定義」に記載のとおり。）ではないこと

(ii) 本社債が、レギュレーションSにより証券法上の登録要件が免除される米国外取引として、当該投資家に対して販売されることを理解していること

(iii) 当該投資家が、米国人の利益のために本社債を購入するものではなく、また、本社債を米国内で又は米国人に対して、直接又は間接に募集、販売又は交付する意図をもって購入するものではないこと

(iv) 本社債の売付けの申込み及び買付けの申込みの全てが、当該投資家が米国内にいた間に、当該投資家に対して又は当該投資家によって、なされたものではないこと

(v) 申込みが受理された時点において、当該投資家が米国内にいなかったこと、及び

(vi) 当該投資家による本社債の買付注文が発生した時点において、当該投資家が米国外にいたこと（ただし、米国内で組織、設立又は所在する取引業者その他の専門受託者により、米国人ではない者の利益のために又はその計算において保有される裁量口座又はこれに類する口座に対する募集・販売はこの限りではない。）

本社債の公開市場は存在せず、また、将来においてもそのような市場が形成される見込みはありません。本社債は、当社の明示的な同意なく、再販売、譲渡又は移転することができません。したがって、各投資家は、満期において予定される償還まで、本社債への投資に伴うリスクを負担することを前提として投資する必要があります。

用語の定義

・「米国」とは、アメリカ合衆国、その領土及び保有領域、アメリカ合衆国の各州並びにコロンビア特別区をいいます。

・「米国人」とは、以下をいいます。

(1) 米国内に居住する自然人

(2) 米国法に基づき組織され又は設立された組合又は法人

(3) その執行者又は管理人のいずれかが米国人である遺産

(4) その受託者のいずれかが米国人である信託

(5) 米国外の事業体に係る、米国内に所在する代理店又は支店

(6) 米国人の利益のために取引業者その他の受託者が保有する、裁量権のない口座又はこれに類する口座（遺産又は信託を除く。）

(7) 米国内に組織、設立又は（個人の場合）居住する取引業者その他の受託者が保有する裁量口座又はこれに類する口座（遺産又は信託を除く。）

(8) 次のいずれにも該当する組合又は法人

(a) 米国外の法域の法令に基づき組織又は設立されていること

(b) 証券法上登録されていない有価証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたものであること（ただし、自然人、遺産又は信託ではない「適格投資家」（証券法ルール501(a)に定義される。）によって組織又は設立され、かつ所有されている場合はこの限りではない。）

上記(1)から(8)までにかかわらず、以下は「米国人」に該当しません。

(a) 米国内で組織、設立され又は（個人の場合）居住する取引業者その他の専門受託者により、米国人ではない者の利益のために又はその計算において保有される裁量口座又はこれに類する口座（遺産又は信託を除く。）

(b) 執行者又は管理人として行為する専門受託者が米国人である遺産であって、次のいずれにも該当するもの

(i) 米国人ではない執行者又は管理人が、当該遺産の資産について単独又は共同の投資裁量権を有していること

(ii) 当該遺産が米国法以外の法令に準拠していること

(c) 受託者として行為する専門受託者が米国人である信託であって、米国人ではない受託者が当該信託財産について単独又は共同の投資裁量権を有し、かつ、当該信託の受益者のいずれも（かつ、撤回可能信託の場合には設定者のいずれも）米国人でないもの

(d) 米国以外の国の法令並びに当該国における実務慣行及び書式に従って設定及び運営される従業員給付制度

(e) 米国外に所在する米国人の代理店又は支店であって、次のいずれにも該当するもの
(i) 正当な事業上の理由により運営されていること
(ii) 保険業又は銀行業を営み、所在する法域においてそれぞれ実質的な保険業規制又は銀行業規制に服していること
(f) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合又はそれらの機関、関連会社及び年金制度、その他これらに類する国際機関又はその機関、関連会社及び年金制度のいずれかに該当すること

第二部【参照情報】
第２【参照書類の補完情報】

（訂正前）
上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録書提出日（2026 年 8 月 18 日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。
また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づき判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

（訂正後）
上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本訂正発行登録書提出日（2026 年 11 月 19 日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。
また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づき判断したものであり、その達成を保証するものではありません。